接続方式携帯無線通信を行う無線局、三・四GHzを超え四・一GHz以下、四・五GHzを超え四・六GHz以下、二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにローカル５Ｇの無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

［一～八　略］

九　三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇ（四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。）の無線局の受信設備

［表略］

［注　略］

十　二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇ（二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。）の無線局の受信装置

［表略］

［9～32　略］

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の九　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［表略］

一　一般的条件

［イ～ホ　略］

ヘ　キャリアアグリゲーション技術（二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。）を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信に限ること。

(1)　基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機

［(イ)～(ハ)　略］

(ニ)　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（ローカル５Ｇの基地局とキャリアアグリゲーション技術を用いて陸上移動局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機との間の通信を行う場合に限る。）

接続方式携帯無線通信を行う無線局、三・四GHzを超え四・一GHz以下、四・五GHzを超え四・九GHz以下、二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二八・三GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにローカル５Ｇの無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

［一～八　同上］

九　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局のうち、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用する受信装置

［表同上］

［注　同上］

十　二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二八・三GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局の受信装置

［表同上］

［9～32　同上］

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の九　［同上］

［表同上］

一　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　キャリアアグリゲーション技術（二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。）を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。）との間の通信に限ること。

(1)　基地局

［(イ)～(ハ)　同上］

［新設］